

田辺市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、循環型社会構築のため、田辺市内の各家庭から排出される生ごみの減量と再利用を目的とし、生活環境の保全に資するため、電気式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）又は生ごみ処理容器（以下「処理容器」という。）の購入に対し、補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「処理機」とは、電気を利用して生ごみの水分を蒸発させ乾燥し減量及び減容させるもの又は生ごみを微生物の働きで分解を促進し減量及び減容させるものをいう。ただし、単に生ごみ等の破碎・焼却を目的とするものは、対象外とする。

2 この要綱において「処理容器」とは、微生物を利用して生ごみを処理し、ごみの堆肥化及び分解を目的とする容器で、悪臭・害虫等の発生を防止する構造及び材質のものをいう。ただし、単に生ごみ等の破碎・焼却を目的とするものは対象外とする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する世帯主で、次の要件を備えるものとする。

- (1) 市内において処理機又は処理容器の設置場所が確保されており、周辺住民に迷惑がかからないよう維持管理の徹底を期することができる者
- (2) 市内の販売店から処理機又は処理容器を購入する者
- (3) 自ら家庭の生ごみの減量に取り組む者

2 補助を受けることができる基数は、1世帯につき処理機1基又は処理容器2基までとする。ただし、処理機と処理容器を同時に購入する場合の補助対象機器は処理機又は処理容器いずれかのみとする。

(補助金)

第4条 補助金は、処理機又は処理容器の購入価格から消費税及び地方消費税、配達料、手数料並びに販売店が行っているポイントサービス等の使用分を控除した額（以下「本体価格」という。）に対し、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、本体価格に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数は切捨て）とし、20,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定により処理機又は処理容器を購入する日の属する年度の申請期間内に補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付申請は、1世帯につき1回（当該補助金の対象とされた処理機又は処理容器について、購入後5年を経過して買い替える場合又は災害等で処理機若しくは処理容器の処理能力が失われた場合を除く。）とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、速やかに、補助金の交付の適否を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第11条の規定により補助金実績報告書(様式第3号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 処理機又は処理容器の領収書の写し

(2) 処理機の保証書の写し

(補助金額の確定)

第8条 市長は、規則第11条の規定により補助金実績報告書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金額確定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付請求書の提出を受けて補助金額を交付する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。